

ちゃ きょう さい

茶 共 済

- **国の災害対策**として実施されている公的な保険制度です。
- 掛金の55%を国が負担しています。
- 掛金、賦課金は、税金の控除対象となります。
- 補償対象は一番茶になります。

神奈川県農業共済組合

1. 加入できるのは

57-ル以上栽培し、かつ、生産量の概ね全量をJA等に出荷しており(最近3ヶ年以上)、今後も生産量の概ね全量をJA等に出荷することが確実な農家です。

※補償対象は、一番茶となります。二番茶、茶樹等は対象外となります。

2. 共済事故(対象となる災害)は

凍霜害(遅霜)、寒干害(青枯れ)など気象上の原因による全ての自然災害、火災、鳥獣害及び病虫害となります。



※肥培管理の粗放、自己都合による摘採の遅延、未出荷などは対象外となります。

※市場原理に伴う価格の低下は、対象外となります。

3. 共済責任期間(補償対象となる期間)は

冬芽の生長停止期から一番茶の収穫期までとなります。

※加入申込は11月15日までとなっております。

※掛金納入は11月30日までとなっております。

4. 共済金額(補償金額)と共済掛金は

共済金額は、過去の生産金額(加工料等を控除後の農家手取り金額)から計算される基準生産金額(平年の生産金額)、共済限度額(共済金支払い対象となる金額を6割、7割、8割から選択)、補償割合(3割から選択した共済限度額の割合の範囲内で選択)から算定されます。

共済掛金は、共済金額に危険段階別共済掛金率(農家ごとの過去の被害率に応じた掛金率)を乗じて算定されます。共済掛金のうち、55%は国が負担しますので、農家負担額は45%となります。

【例】栽培面積10a、基準収穫量350kg、基準生産金額25万円
共済限度額8割、補償割合8割を選択して、新規加入した場合…

共済金額 20万円

農家負担共済掛金 9,465円

5. 被害を受けた場合は

被害申告を受けて、茶園の被害状況を現地調査します。さらに、一番茶の収穫後にJA等の出荷資料から収穫量及び生産金額を調査します。

共済事故により、減収が見込まれる場合には、必ず収穫前に組合へ被害申告（連絡）をお願いします。

※被害状況の確認ができなかったり、収穫後の被害申告では現地調査ができませんので、共済金の支払いができません。

6. 共済金の支払いは

共済責任期間中に発生した共済事故により、一番茶の収穫量が基準収穫量（年の収穫量）を下回り、かつ、生産金額（農家手取り金額）が共済限度額を下回った場合に、共済金が支払われます。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

【例】栽培面積10a、基準収穫量350kg、基準生産金額25万円
共済限度額8割、補償割合8割を選択

①収穫量が349kg以下、生産金額15万円（4割減収）の場合
共済金 5万円

②収穫量が349kg以下、生産金額5万円（8割減収）の場合
共済金 15万円

③収穫量が350kg以上の場合
生産金額に関わりなく、支払われません。

④生産金額が20万円以上（2割以下の減収）の場合
収穫量に関わりなく、支払いはありません。

※共済金の支払いは、11月頃になります。

7. 出荷資料の取得について

ご加入いただく場合には、共済金額、掛金等を算定するため、また被害が起きた際の共済金を算定するため、JA等から出荷資料（伝票等）を取得させていただきますのでご了承ください。



金融商品販売法に係る重要事項説明書

●農家の皆様へ

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項の説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものといたします。

●個人情報の取扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」という)については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」という)します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

■本所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2

TEL:0463-94-3211 FAX:0463-92-5830

所管区域

藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町・大和市・
海老名市・座間市・綾瀬市・厚木市・愛川町・
清川村・平塚市・秦野市・大磯町・二宮町・伊勢原市
横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市・逗子市

■西部支所

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2
(足柄上合同庁舎内 第2別館3階)

TEL:0465-82-0138 FAX:0465-82-8031

所管区域

小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・
大井町・松田町・山北町・開成町

■北部出張所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1

TEL:042-784-8500 FAX:042-784-6180

所管区域

相模原市